

随意契約理由書

1 業 務 名	道路トンネルの非常用設備に関する調査研究業務 (2022 年度)
2 業 者 名	一般財団法人 阪神高速 先進技術研究所
3	
<p>本業務は、阪神高速道路のトンネル内火災時における更なる安全対策として、トンネル火災時に煙の影響でカメラでの目視確認ができない状況下を想定し、スマートフォンから発出される電波の検出に関する基礎実験を過年度実施した。本業務では濃煙空間内での避難者検知技術の実用化に向けて、実際の避難状況を想定した追加検討を行う。加えて、トンネル火災時に水噴霧放水を行った場合の煙の挙動や発煙量等の調査研究を行う。なお、調査研究や実用化に向けた検証に際しては、学識者・外部有識者及び社員で構成する有識者委員会を組織運営し、技術的課題の抽出及び審議を行い進めていくものである。</p> <p>一般財団法人 阪神高速先進技術研究所はトンネル換気・防災に関する学識者および外部有識者を有する委員会を組織しており、過年度より、阪神高速道路のトンネル安全対策を検討・審議するなど、阪神高速道路のトンネルに関する防災安全対策及び技術基準に精通している。</p> <p>本業務を実施するにあたり、一般財団法人 阪神高速先進技術研究所は、</p> <ul style="list-style-type: none">①阪神高速道路のトンネルに関する防災安全対策及び、技術基準を熟知し、高度な調査研究や審議を実施できること。②トンネル換気・防災に関する学識者・外部有識者を有する委員会を組織し、運営の実績を有していること。 <p>上記要件をすべて満たしていると認められる。</p> <p>なお、本業務と同種業務を過去 10 年間のうち複数回、一般財団法人阪神高速先進技術研究所以外の参加の有無を確認する公募手続きに付したが、参加意思確認書の提出者がいなかったことから、現時点において一般財団法人阪神高速先進技術研究所が本業務を実施可能な唯一の機関であると認められる。よって、阪神高速道路株式会社契約規程第 2 条第 2 号の規定により、一般財団法人阪神高速先進技術研究所と随意契約する。</p>	
阪神高速道路株式会社契約規程第 2 条第 2 号の規定による。	